

# TAX NEWS LETTER

## ～トピックス～

- 相続に備える道路調査
- 税務カレンダー（2024年8月、9月の税務）
- おススメ書籍のご紹介

## 経営者の名言シリーズ

情報化社会にあっては独創力こそ人間としての存在理由になる

賀来龍三郎（キヤノン名誉会長）

※経営者100の言葉より引用

### 相続に備える道路調査

相続する土地に建物を新築できるのか、自身で活用するにしても売却するにしても、事前に確認する必要があります。

#### ◆2m以上の接道義務が鉄則

最初に押さえておくことは、建物を建てるために、その敷地が建築基準法の道路で幅員4m以上のものに原則2m以上、接道する必要があることです。

建築基準法の道路の主なものは、国道、県道、市道など、道路法の道路（42条1項1号道路）、分譲宅地を造成するとき、事業者等が築造し、市町村長などの指定を受けた位置指定道路（42条1項5号道路）、建築基準法施行時に建物があった幅員4m未満の2項道路（42条2項道路）などです。

#### ◆役所で道路の種別を調査する

前面道路の種別は市町村の建築指導課などで確認できます。また、道路の幅員や敷地との境界は、道路管理課などで確認できます。自治体によっては、WEBサイトに道路図を公開していますので、役所まで出向かず調べることもできます。

建築基準法の道路の種別は、指定道路図などで確認し、道路の幅員や敷地との境界点については、認定道路図、道路区域線図、道路台帳平面図などで確認できます。

#### ◆敷地と道路の境界標を確認する

敷地と道路の境界には、自治体が道路図を作成する際、プレートやコンクリート製などの標識を設置しています。他に金属鉢の場合もあります。これらの標識は、図面だけでなく現地で目視して確認しましょう。

2項道路の場合は、建物、門扉、擁壁等を道路の中心線から2m後退させねばならず、土地家屋調査士などに測量を依頼して境界を確定させる必要があります。その際、道路として提供する部分を分筆して登記する、さらに、自治体にセットバック部分を寄付することもあります。

セットバックする際は、道路部分に越境している門扉、擁壁などを地権者の負担で取り壊すことが必要になります。また、自治体が主導して地権者との狭あい協議によって道路の拡幅を進めるときは、市町村から費用を助成してもらえます。

#### ◆固定資産税は申請すれば非課税になる

セットバックして公共の用に供する道路とした土地は、固定資産税が非課税になります。市町村が分筆登記された内容を把握し、非課税としてくれる場合もありますが、通常は地権者から自治体に、非課税としてもらえるよう申請を要します。

## 2024年8月の税務

8月13日

- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月2日

- 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

●個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

○個人事業税の納付(第1期分)(8月中において都道府県の条例で定める日)

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)(8月中において市町村の条例で定める日)

## 2024年9月の税務

9月10日

- 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月30日

- 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

## おススメ書籍のご紹介

### 賢い人のとにかく伝わる説明100式



書籍要約サービス「フライヤー」の  
詳細・お申込みはこちら



「説明力」を高めるために、「書き方」「話し方」といった説明の「スキル」を覚えて実践しようと努力している方もいるでしょう。でも、「スキルアップ」だけに意識が向いているうちは、残念ながら「説明上手になる」というゴールへは近づけません。——本書の「はじめに」にある、印象的な一節だ。

では、どうすれば「説明力」を高められるのか。著者の答えは「観察すること」だ。観察によって、自分と相手の間にある「差」と、相手の状況やニーズを把握することが、説明上手になるための第一歩だという。要約者はこのパートを読んで、「説明」に抱いていたイメージがガラリと変わった。

本書の特徴のひとつは、著者の飾らない書きぶりだ。例えば「いいだとえができると、『やった!』と嬉しくなります」という一文がある。より良いたとえを見つけようと努力する著者の姿を想像し、思わず心が和んだ。あなたも、親切に教えてくれる上司や先輩が近くにいるような気分で、楽しく読み進められることだろう。

◆◇◆ 詳細が気になった方は、  
「フライヤー」をご利用ください ◆◇◆

飯野明宏税理士公認会計士事務所

TEL : 0545-67-7057 FAX : 050-6861-9933 E-Mail : a\_iino@akihiroiiinocpa.win

静岡県富士市上横割184-3 ニュープラザ横割3F-A

事務所HP : <https://iinotax.com/>